

2 環地環第 140 号
令和 3 年 1 月 20 日

一般社団法人住宅生産団体連合会
一般社団法人 JBN・全国工務店協会

} 御中

東京都環境局地球環境エネルギー部
環境都市づくり課長
(公印省略)

東京ゼロエミ住宅の認証審査の申請等における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止について (協力依頼)

平素より東京都の環境都市づくり行政にご協力いただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症のまん延に関し、都では、令和 3 年 1 月 8 日から同年 2 月 7 日まで緊急事態措置として「徹底した外出抑制」等をお願いしております。

東京ゼロエミ住宅の認証審査の申請等について、すでに「東京ゼロエミ住宅の認証審査における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止について (協力依頼)」(令和 2 年 4 月 9 日付け 2 環地環第 15 号) により協力をお願いしたところですが、引き続き、下記の事項に留意して行っていただくようお願いいたします。

なお、東京ゼロエミ住宅認証審査機関及び東京ゼロエミ住宅導入促進事業 (以下「導入促進事業」という。) における助成金の交付事務を行う公益財団法人東京都環境公社に対しても、この旨周知していることを申し添えます。

記

- 1 申請書等の提出にあつては、東京ゼロエミ住宅の認証に関する要綱 (令和元年 6 月 28 日付 31 環地環第 86 号。以下「要綱」という。) 第 21 条による電子申請など、各認証審査機関が定める、持参以外の方法による提出を建築主とともに検討していただきますようお願いいたします。なお、同条の提出は、郵便等による提出も含まれますので、郵便等による提出が可能か各認証審査機関にお問い合わせください。
- 2 工事完了検査の実施については当面の間、要綱第 17 条第 2 項の目視又は計測が困難なときに該当するものとして、第 1 項又は第 2 項による工事完了検査を実施することができるものとします。このため、工事完了検査の実施方法について、建築主及び認証審査機関とともに検討していただきますようお願いいたします。

- 3 東京ゼロエミ住宅における工事完了検査は竣工後又は引渡後でも行うことができるため、このような方法についても建築主とともに検討していただきますようお願いいたします。また、新型コロナウイルス感染症がまん延しているなか、やむを得ず他の法令等に基づく目視又は計測と合わせて工事完了検査を実施する場合は濃厚接触を防ぐなど、感染拡大防止策を図ったうえで実施してください。
- 4 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う建材等の供給停滞による工期延伸に係る東京ゼロエミ住宅の認証に関する工事完了検査について（通知）（令和2年3月16日付31環地環第254号）についても引き続き運用してまいります。
- 5 要綱第17条第2項の工事完了検査を経て交付した東京ゼロエミ住宅認証書であっても、導入促進事業において従前と同様の取扱であることを東京都環境公社に確認しています。

問合せ先

（認証制度に関すること）

環境局地球環境エネルギー部環境都市づくり課

03-5388-3515

（導入促進事業に関すること）

環境局地球環境エネルギー部地域エネルギー課

03-5388-3533